

利用上の注意

1 市町村合併に伴う取扱いについて

前回調査(平成16年6月1日)から今回調査の間に市町村合併が行われているが、本報告書中の市町村別の数値については、調査期日時点の市町村名で集計しているため、前回公表時の市町村名と相違する。

また、前回調査後に合併した市町村について、前回調査数値は合併した市町村の合計値を掲載している。

なお、前回調査以降に合併があった市町村は、以下のとおりである。

市 町 村 名		合併年月日
合 併 前	合 併 後	
会津若松市	会津若松市 (202)	16.11.1
北会津村		
滝根町	田村市 (211)	17.3.1
大越町		
都路村		
常葉町		
船引町	須賀川市 (207)	17.4.1
須賀川市		
長沼町		
岩瀬村	会津美里町 (447)	17.10.1
会津高田町		
会津本郷町		
新鶴村	会津若松市 (202)	17.11.1
会津若松市		
河東町	白河市 (205)	17.11.7
白河市		
表郷村		
東村		
大信村	二本松市 (210)	17.12.1
二本松市		
安達町		
岩代町		
東和町		

市 町 村 名		合併年月日
合 併 前	合 併 後	
原町市	南相馬市 (212)	18.1.1
鹿島町		
小高町		
伊達町	伊達市 (213)	18.1.1
梁川町		
保原町		
霊山町		
月舘町	喜多方市 (208)	18.1.4
喜多方市		
熱塩加納村		
塩川町	南会津町 (368)	18.3.20
山都町		
高郷村		
田島町		
舘岩村	本宮市 (214)	19.1.1
伊南村		
南郷村		
本宮町		
白沢村		

()内は市町村コード

2 本報告書中の数値について

本報告書中の数値は単位未満を四捨五入しているため、構成比等において掲載上の計算値(合計値)が一致しない場合がある。

本報告書は、本県が独自に集計し、編集したものである。したがって、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

3 その他

本報告書に関してのお問い合わせは、下記へお願いします。

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部 統計調査課

電話 (024)521-7147 (ダイヤルイン)

E-mail: toukei_tyousa@pref.fukushima.jp

別表

小売業の業態分類表

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品 (注2)	売場面積	営業時間	備考
1 百貨店					(注) 「1.百貨店」及び「2.総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー			3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3 専門スーパー					250㎡以上
1 衣料品スーパー		衣が70%以上			
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー うちホームセンター		住が70%以上 住関連スーパーのうち 5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4 コンビニエンスストア				14時間以上	産業分類「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店		飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	終日営業	
5 ドラッグストア		産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
6 その他のスーパー					2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7 専門店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699 のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793, 5794,5795,5796,5797,5799 のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599, 601,602,603,604,605,606,607,6091, 6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099 のいずれかが90%以上			
8 中心店					7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9 その他の小売店					1, 7, 8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)	×				

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 取扱商品欄の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6 その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9 その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。